

事 務 連 絡

平成11年12月20日

各市町村（学校組合）教育委員会給与担当者 様

高知県教育委員会 教職員課給与班

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について（通知）

公立学校職員の給与については、人事委員会の勧告の趣旨を踏まえ改定することとして、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案等を12月県議会に提案していますが、改正の概要は別紙のとおりです。

改正条例議案は、予定どおり審議が進めば12月24日（金）に成立する見込みです。その場合の施行日は12月27日（月）を、これに伴う差額の支給も特に連絡のない限り同日を予定しています。

つきましては、管内の学校に「改正の概要」及び「差額支給日」の周知をお願いします

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案要綱

1 一部改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成11年10月20日付けの職員の給与に関する報告及び勧告の趣旨を踏まえ、給料月額及び諸手当について公立学校職員の給与の改定等必要な改正をしようとするものである。

2 一部改正の内容

(1) 給料表の改定

別表第1及び別表第2の給料表を改めること。

(2) 諸手当の改定

ア 宿日直手当(第20条関係)

勤務1回当たりの支給額の限度を次のように改めること。

勤務の区分 勤務の態様	平 日	
		執務時間が通常の執務時間の2分の1である日の退庁時から引き続く場合
通常の宿日直勤務	4,200円 (現行 4,000円)	6,300円 (現行 6,000円)
特殊な業務を主として行う宿日直勤務	5,900円 (現行 5,700円)	8,850円 (現行 8,550円)

イ 期末手当

(ア) 支給割合を次のように改めること。(第22条関係)

6月支給	100分の145(現行100分の160)
12月支給	100分の175(現行100分の190)

(イ) 平成12年3月に支給する期末手当について特例措置を設けること。(附則第7項から第9項まで)

(3) 特定の職員の給与の特例(附則第10項、第11項)

校長及び船長の職にある職員の給料の月額については、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間は改定前の額とし、平成12年4月1日以後は改定後の額とすること。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。ただし、宿日直手当に関する改正規定は平成12年1月1日から、期末手当に関する改正規定は同年4月1日から施行する。

(参考)

○ 平成12年3月における期末手当の特例(附則第7項～第9項)

- ① 期末手当の支給割合を、年間で0.3月減じるため、平成12年3月に支給する期末手当の割合を、0.25月とするもの(附則第7項)

* 期末手当の支給割合

	6月	12月	3月	計	備 考
現行	1.60	1.90	0.55	4.05	
H11	1.60	1.90	0.25	3.75	附則7項で3月分の支給割合を減額
H12	1.45	1.75	0.55	3.75	H12.4.1～施行

- ② 平成11年度の期末手当について、3月期で0.3月分を減じた場合における期末手当の額と、仮に3月期を0.5月分、平成11年12月期に1.65月分を支給したと仮定した場合における期末手当の額とを比較して、一定の差が生じている職員について調整する規定。(附則第8項)

<参考> 期末手当 = 基礎額 × 支給割合 × 期間率

A : H12. 3月期の期末手当基礎額

B : H11. 12月期の期末手当基礎額

* 期間率を、100/100として試算。

附則7項 $A \times 25/100$ ①

附則8項1号 $A \times 50/100$ ②

8項2号 $B \times 190/100 - B \times 165/100 = B \times 25/100$ ③

① < (② - ③) の場合には、(② - ③) をH12. 3月期に支給する。

③ 平成12年12月2日以降の新採職員に対する特例規定(附則第9項)

平成12年3月支給期の支給割合を0.5月とする。

○ 特定職員の給与の特例(附則第10項・第11項)

校長及び船長の職にある職員に係る給与改定を1年間見送る規定。

(参考)

1 手当関係等

人事委員会で定めることとされている給料の調整額、宿日直手当については、以下の内容のとおり人事委員会に規則改正を依頼しています。

○ 給料の調整額

(1) 行政職給料表

職務の級	調整基本額（現行）	調整基本額（改定）
1 級	5,200円	5,200円
2 級	6,700円	6,700円
3 級	8,700円。ただし、1号給8,482円	8,700円。ただし、1号給8,505円
4 級	10,000円	10,100円
5 級	10,500円	10,500円
6 級	11,100円	11,200円
7 級	11,600円	11,600円
8 級	12,200円	12,200円
9 級	13,300円	13,300円
10 級	14,000円	14,000円
11 級	16,000円	16,000円

(2) 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額（現行）	調整基本額（改定）
1 級	6,200円	6,300円
2 級	8,200円。ただし、2号給8,109円	8,200円。ただし、2号給8,118円
3 級	9,800円。ただし、1号給9,454円、2号給9,778円	9,900円。ただし、1号給9,499円、2号給9,832円
4 級	10,500円	10,600円
5 級	11,500円	11,500円
6 級	12,300円	12,400円
7 級	13,400円	13,500円

(3) 小学校・中学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額（現行）	調整基本額（改定）
1 級	8,600円。ただし、2号給6,768円、3号給7,060円 4号給7,389円、5号給7,753円、6号給8,167円	8,600円。ただし、2号給6,777円、3号給7,069円 4号給7,398円、5号給7,762円、6号給8,176円
2 級	11,900円。ただし、2号給7,488円、3号給7,868 円、4号給8,280円、5号給8,779円、6号給9,094 円、7号給9,427円、8号給9,769円 9号給10,129円、10号給10,638円 11号給11,173円、12号給11,718円	11,900円。ただし、2号給7,497円、3号給7,875 円、4号給8,289円、5号給8,788円、6号給9,112 円、7号給9,454円、8号給9,805円 9号給10,174円、10号給10,692円 11号給11,241円、12号給11,790円
3 級	12,600円(公立学校職員の条例別表第1の備考2に定める職 員にあっては、12,900円)。ただし、1号給12,456円 (同表の備考2に定める職員にあっては、12,816円)	12,700円(公立学校職員の条例別表第1の備考2に定める職 員にあっては、12,900円)。ただし、1号給12,532円 (同表の備考2に定める職員にあっては、12,892円)
4 級	14,100円	14,100円

(4) 高等学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額（現行）	調整基本額（改定）
1 級	9,600円。ただし、2号給6,768円、3号給7,060円 4号給7,389円、5号給7,753円、6号給8,167円 7号給8,622円、8号給8,928円、9号給9,243円 10号給9,549円	9,600円。ただし、2号給6,777円、3号給7,069円 4号給7,398円、5号給7,762円、6号給8,176円 7号給8,631円、8号給8,941円、9号給9,270円 10号給9,585円
2 級	12,000円。ただし、2号給8,779円、3号給9,094 円、4号給9,427円、5号給9,769円、 6号給10,129円、7号給10,638円、 8号給11,173円、9号給11,718円	12,000円。ただし、2号給8,788円、3号給9,112 円、4号給9,454円、5号給9,805円、 6号給10,174円、7号給10,692円、 8号給11,241円、9号給11,790円
3 級	13,100円(公立学校職員の条例別表第2の備考2に定める職員 にあっては、13,300円)。	13,100円(公立学校職員の条例別表第2の備考2に定める職員 にあっては、13,400円)。
4 級	14,500円	14,600円

○ 宿日直手当

(単位:円)

勤務の区分 勤務の態様		平日の宿日直		5時間未満の宿日直	
		現 行	改 定	現 行	改 定
通常の宿日直勤務		4,000	4,200	2,000	2,100
特別の宿日直	寄宿舎における宿日直勤務	5,700	5,900	2,850	2,950
	農業実習指導のための日直勤務	5,700	5,900	2,850	2,950
	動物又は植物の管理等を行う宿日直勤務	4,900	5,100	2,450	2,550

2 施行期日等

- (1) 給料表、給料の調整額に関する改定 平成11年4月1日適用
- (2) 宿日直手当に関する改定 平成12年1月1日施行
- (3) 期末手当及び勤勉手当に関する平成12年度の
支給割合の改定 平成12年4月1日施行

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案要綱

1 一部改正の目的

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、期末手当及び勤勉手当の基準日に育児休業をしている職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある職員には、期末手当及び勤勉手当を支給するため、必要な改正をしようとするものである。

2 一部改正の内容

期末手当及び勤勉手当の基準日に育児休業をしている職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある職員には、期末手当及び勤勉手当を支給するため、次の条例を改正すること。

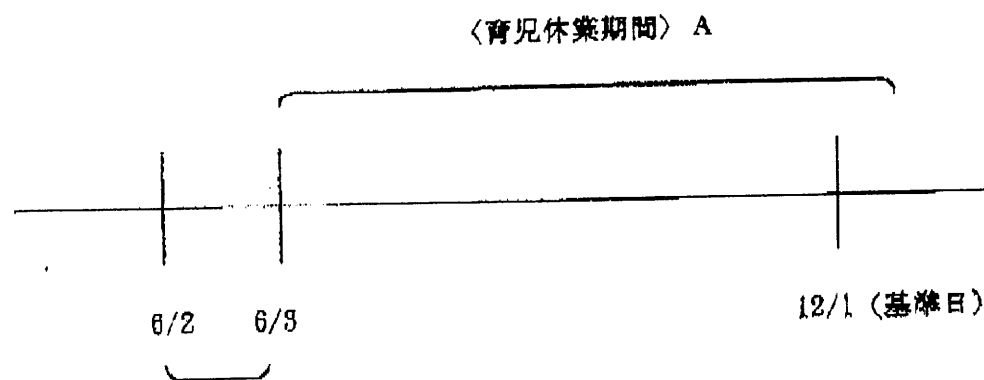
- (1) 職員の育児休業等に関する条例
- (2) 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

3 施行期日

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

〈参考〉

現在、育児休業条例等の改正条例を議会に提出するとともに、規則の改正について人事委員会に依頼を行っていますが、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある職員に対して、期末手当及び勤勉手当を支給することとなります。この「勤務した期間」については、「休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間」を含みますが、休職期間（公務傷病等を除く）・育児休業期間等、期末手当及び勤勉手当を計算をする場合に、期間が除算されるものについては、勤務した期間にはあたりません。



① = 1 日

①の期間が、実際に勤務した期間である場合

〈期末手当〉 勤務した期間があることから条例第5条の2第1項により期末手当が支給されることとなる。

支給額の算定方法は現行と同様であり、この場合の在職期間については、「6ヶ月 - (Aの期間 × 1/2)」と算定されます。

〈勤勉手当〉 勤務した期間があることから条例第5条の2第2項により勤勉手当が支給されることとなる。

支給額の算定方法は現行と同様であり、この場合の勤務期間については、「6ヶ月 - Aの期間」と算定されます。

別表第1 (第5条関係)

小学校・中学校等教育職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	—	—	278,500	413,300
2	150,600	166,600	292,500	422,400
3	157,100	175,000	306,700	431,100
4	164,400	184,200	320,800	439,800
5	172,500	195,300	335,000	448,200
6	181,700	202,500	348,600	456,200
7	191,800	210,100	359,100	464,100
8	198,700	217,900	369,500	471,500
9	205,900	226,100	379,900	478,700
10	212,600	237,600	389,000	485,600
11	219,800	249,800	397,700	492,800
12	227,100	262,000	408,100	500,100
13	234,900	275,000	414,400	506,800
14	242,500	288,200	422,200	512,100
15	249,700	301,700	429,900	516,200
16	256,900	315,700	437,300	
17	263,700	329,700	444,300	
18	270,300	342,700	451,080	
19	276,900	352,900	457,700	
20	282,900	362,900	463,800	
21	288,300	372,900	469,300	
22	293,400	381,400	474,100	
23	298,200	389,800	478,400	
24	302,500	397,600	482,200	
25	305,900	404,700	485,400	
26	309,300	411,200	488,400	
27	312,700	417,000		
28	315,200	422,400		
29	317,000	427,400		
30	318,800	432,300		
31	320,600	437,100		
32	322,400	441,300		
33	324,300	445,500		
34		449,700		
35		453,300		
36		455,900		

備考 1 この表は、小学校、中学校及び養護学校に勤務する教育職員に適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円
1			320,900	418,500
2	180,800	195,300	335,000	428,700
3	187,100	202,500	348,600	438,500
4	184,400	210,100	359,100	448,300
5	172,500	217,900	369,500	458,000
6	181,700	226,100	380,100	467,200
7	191,800	237,600	390,200	476,300
8	198,700	249,800	400,200	485,000
9	206,000	262,000	410,100	494,300
10	213,000	275,000	419,600	503,500
11	220,400	288,200	428,700	513,800
12	228,200	301,700	437,600	523,100
13	236,900	315,700	446,100	531,800
14	244,900	329,700	454,000	539,400
15	253,000	342,700	461,700	544,000
16	261,200	352,900	469,300	
17	269,200	363,100	477,600	
18	277,100	373,200	485,900	
19	284,900	382,800	494,000	
20	292,000	392,300	502,100	
21	298,700	401,500	510,200	
22	305,000	409,600	517,200	
23	311,200	417,000	521,400	
24	317,200	424,400		
25	323,200	431,400		
26	329,100	437,800		
27	334,700	443,400		
28	340,200	448,900		
29	345,400	453,800		
30	349,200	458,300		
31	352,800	462,700		
32	355,200	467,000		
33	358,100	470,000		
34	360,100			
35	362,100			
36	364,000			
37	365,800			
38	367,600			
39	369,800			
40	372,000			

- 備考 1 この表は、高等学校、ろう学校、盲学校及び養護学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	189,000	223,000	243,100	264,300	284,300	306,300	341,300	380,200	430,100
2	137,500	174,400	196,300	233,300	252,300	273,500	293,500	316,000	353,700	392,800	444,600
3	141,900	181,400	203,800	242,000	261,700	282,800	303,800	327,100	366,100	405,400	459,500
4	146,500	188,900	211,300	251,100	270,500	292,100	313,700	337,800	378,200	418,000	474,300
5	151,800	196,000	219,500	260,400	279,300	301,500	323,700	348,500	390,100	429,700	488,800
6	157,700	200,500	227,800	269,100	288,200	311,100	333,900	359,200	402,000	443,100	503,200
7	163,800	208,000	235,800	277,800	297,000	320,700	344,100	369,300	413,800	455,300	517,500
8	170,200	211,400	243,200	286,300	305,700	330,300	354,100	379,100	425,800	466,900	531,800
9	174,800	216,400	248,900	294,700	314,400	339,800	363,800	388,800	437,600	478,300	546,100
10	178,600	220,900	256,400	302,900	322,900	349,400	373,300	398,400	448,700	489,400	560,400
11	181,800	225,400	262,800	310,800	331,200	359,000	382,800	408,000	458,800	499,200	571,800
12	184,700	229,800	268,500	318,300	338,900	368,400	391,600	417,800	468,500	508,200	579,200
13	187,500	234,100	274,100	323,500	346,500	377,800	400,800	426,600	478,400	515,800	586,300
14	189,800	237,400	279,300	332,500	353,800	386,600	407,400	434,700	483,100	522,800	592,500
15	191,900	240,500	284,500	338,800	359,600	394,300	413,100	440,700	489,600	527,600	597,300
16	193,500	243,800	289,100	344,500	364,500	400,000	418,000	446,800	494,400		
17		246,800	293,300	348,200	368,500	405,200	422,300	450,500	498,900		
18		249,500	297,000	351,800	371,900	408,700	426,000	454,400	503,200		
19		251,500	300,300	354,900	374,900	412,300	429,700	458,300			
20			302,700	357,200	377,800	415,800	433,300	462,000			
21			304,700	359,500	380,400	419,300	437,000	465,800			
22			306,700	361,800	383,000	422,800	440,700				
23			308,700	364,100	385,800	426,300					
24			310,700	366,400	388,200	429,900					
25			312,700	368,800	390,900						
26				314,600	371,100	393,700					
27				316,500	373,400						
28				318,500	375,800						
29				320,500							
30				322,500							
31				324,500							
32				326,500							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

2 医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	211,100	235,700	273,600	316,800	353,500
2	142,100	180,400	218,500	244,200	283,200	327,100	365,500
3	147,700	187,200	226,400	252,900	292,900	337,500	377,500
4	154,600	194,100	234,500	261,700	302,800	347,800	389,400
5	161,500	201,100	242,900	270,400	312,700	358,100	401,200
6	169,200	207,900	251,400	279,100	322,600	368,000	413,000
7	176,900	214,900	260,000	288,000	332,700	377,800	425,100
8	183,400	221,900	268,600	296,900	342,600	387,600	437,100
9	189,900	228,900	277,200	305,900	352,300	397,400	448,800
10	195,500	236,400	285,700	314,900	361,800	407,200	459,000
11	201,100	243,500	294,200	323,700	371,100	417,000	468,800
12	208,500	250,400	302,500	332,200	379,800	426,000	478,900
13	211,800	257,000	310,600	340,200	388,600	434,300	483,500
14	216,700	263,800	318,500	348,000	396,600	440,500	490,100
15	221,200	269,300	326,000	355,400	402,800	446,500	496,900
16	225,700	274,800	333,200	361,400	408,800	450,500	501,100
17	230,000	280,000	339,800	366,600	413,500	454,400	505,400
18	234,300	285,200	346,000	371,300	418,200	458,300	
19	237,700	289,800	350,100	374,900	422,100	462,000	
20	240,800	294,300	354,200	378,400	425,700	465,800	
21	243,800	297,800	357,800	381,700	429,200		
22	246,200	300,100	360,500	384,700	432,700		
23	248,100	302,500	363,200	387,500	436,300		
24		304,300	365,600	389,900			
25		306,100	367,900	392,300			
26		307,900	370,000	394,900			
27		309,800	372,100	397,700			
28		311,700	374,300				
29			376,500				
30			378,900				

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用する。